

決算審査特別委員会会議記録（第1号）
（本庁第3班）

令和6年10月17日

福島県議会

1 日時

令和6年10月17日（木曜）

午前 9時57分 開議

午後 2時10分 散会

2 場所

商労文教委員会室

3 会議に付した事件

知事提出継続審査議案第24号 決算の認定について

4 出席委員

副委員長	高 宮 光 敏	委 員	橋 本 徹
委 員	佐 藤 義 憲	委 員	水 野 さちこ
委 員	佐々木 恵 寿	委 員	渡 部 英 明
委 員	安 田 成 一		

5 議事の経過概要

（午前 9時57分 開議）

高宮光敏副委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより本日の会議を開く。

初めに、委員席の決定であるが、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏副委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員については、班長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏副委員長

異議ないと認め、佐々木恵寿委員、安田成一委員を指名する。

本日は、人事委員会事務局、教育庁、労働委員会事務局及び生活環境部の審査を行う。

これより人事委員会事務局の審査に入る。

直ちに、人事委員会事務局長の説明を求める。

人事委員会事務局長

(別紙「令和6年度(令和5年度普通会計分)決算審査特別委員会人事委員会事務局長説明要旨」により説明)

高宮光敏副委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

次長兼総務審査課長

(調査資料ほか説明)

高宮光敏副委員長

以上で説明が終わったので質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏副委員長

なければ、以上で人事委員会事務局の審査を終わる。

教育庁と交代のため、暫時休憩する。

(午前 10時 7分 休憩)

(午前 10時12分 開議)

高宮光敏副委員長

再開する。

これより教育庁の審査に入る。

直ちに教育長の説明を求める。

教育長

(別紙「令和6年度(令和5年度普通会計分)決算審査特別委員会教育長説明要

旨」により説明)

高宮光敏副委員長

続いて、財務課長の説明を求める。

財務課長

(調査資料ほか説明)

高宮光敏副委員長

説明が終わったのでこれより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

安田成一委員

調査資料3ページの使用料及び手数料の収入未済は、高等学校授業料の滞納によるとのことだが、家庭環境など最近の傾向や実態及び滞納解消に向けた対策の工夫点を聞く。

財務課長

県立高校の授業料は就学支援金という国の制度があり、世帯所得がおおむね910万円未満に該当すれば無償となる。委員指摘の収入未済は就学支援金制度導入前の部分と導入後の部分に分かれるが、後者は、確定申告を行っていない世帯や、学校から生徒や保護者に申請手続を案内しても手続が面倒等の理由により書類が提出されない世帯分である。具体的な対策としては、平成24年9月に本庁が作成した授業料徴収マニュアルを各学校に周知しているほか、支払い確約書の提出や家庭訪問等により未納圧縮に努めている。

安田成一委員

一概には言えないと思うが、本県の現状について、全国平均と比較した統計等はあるのか。

財務課長

未納の状況は年度間で変動があるため、他県との比較は特段行っていない。先ほど説明したとおり、督促と催告を重ねるなど現場で粘り強く未納圧縮に努めているが、過去の未納分も含めて解消に至っていない。債権の消滅時効である5年を迎えないよう粘り強く交渉しているが、やむを得ない場合は不納欠損の対応を取っている。

橋本徹委員

調査資料12ページ、令和5年度福島県一般会計歳出決算額調（現年度分）における委託料の不用額約4,100万円について、学力テストの入札請け差との説明だったが、どのように想定したことでこれほどの不用額になったのか。

義務教育課長

小中学校において全県一斉に実施しているふくしま学力調査において、例年は7,000～8,000万円程度の規模であったが、今回新しい業者が参入した結果、約4,000万円低く落札されたことによる。

橋本徹委員

例年規模の7,000～8,000万円程度から約4,000万円下がり、約3,000万円で落札したと解釈したが、半額以下となった要因は分析しているのか。

義務教育課長

初めての落札業者であり県でも驚いたが、初参入のため必要経費が分からず価格をかなり抑えて入札したのだと思うが、来年度の入札では例年どおりの価格に戻ると考えている。

橋本徹委員

説明がよく分からず申し訳ないが、例年の約7,000～8,000万円の見積額から半額程度で実施できた要因を聞きたい。落札業者がふくしま学力調査を円滑に実施できたか懸念しているが、その辺りの分析や事後の結果などを説明願う。

義務教育課長

これまでの大手業者から落札額がかなり安い初めての業者に決まり、ミスが許されない事業であるため、県としても正直大きな不安はあったが、落札業者と詳細に打合せを何度も行うなど事業内容を詰めることで的確に調査を実施できた。

橋本徹委員

次年度以降の入札予定価格は、今回半額以下となった金額を踏まえて算定するのか。差し支えない範囲で教えてほしい。

義務教育課長

今回半額以下で落札された理由は、当該業者がどの程度リサーチしたかは不明だが、費用の程度が分からず参入したことが要因と分析している。当該業者が実際に学力調査に要した経費の結果を踏まえれば例年どおりの競争額になると思うため、次年度以降も同額程度に見積もりたい。

橋本徹委員

このような落札結果になると、財政当局との折衝においてシーリング対象になると思うが、その辺りの状況はどうか。

義務教育課長

安価で実施できるのではないかとの指摘はあると思うが、今回は当該業者がどの程度費用を要するか分からず参入し、例年の半額以下と心配になるほどの安値で落札したものである。事業実施を踏まえてある程度必要経費が分かれば、今後は当該業者も異なる見積額になると思うため、財政当局へはきちんと説明したい。

橋本徹委員

落札業者は的確に学力調査を実施できたとの説明であったが、これまで7,000～8,000万円程度で実施してきた学力調査が半額程度で実施できるのであれば、私が財政課にいれば半額でよいと当然指摘する。私はこれまでしっかり実施してきた学力調査が滞ることを一番懸念している。私たちが納めている税金の一部が原資となった調査であるため、議会でもしっかり見ていくが、今後も的確に実施するよう要望する。

安田成一委員

調査資料33ページの不納欠損額は電力会社の経営破綻によるとの説明があったが、経緯の詳細を再度聞く。

財務課長

学校、美術館や博物館等の施設における電気供給契約は教育庁が一括締結しているが、入札により契約を締結していた新電力会社が令和4年3月に経営破綻となり、電気最終保障供給約款により東北電力（株）関係の企業から電力の供給を受けた。約4,556万円の不納欠損額は、当初新電力会社と締結していた安価な契約金との差額を損害賠償金として請求したものである。

契約に基づく違約金は電力料金の未払い分と相殺できたが、5年11月24日に破産手続が終結したものの劣後債権の取扱いにより配当がなかったため、電気最終保障供給約款により他企業から電力供給を受けて割高となった部分は6年3月に不納欠損手続を行った。

安田成一委員

法的にどの電力会社から供給を受けてもよいが、停電させることはできないため、

電気最終保障供給約款の適用により結果的に割高な電気料金で再契約し、東北電力ネットワーク（株）が電気を供給することになった。こうした事態の予測は難しいが、電気は非常に重要なインフラであるため、今回の教訓を踏まえ、当初の見込みの妥当性や安ければよいのかとの点も含め、しっかり検討するよう要望する。

橋本徹委員

予算執行説明資料445ページの学力向上推進費について、予算額約9,639万円に対し決算額約5,824万円と乖離があるが、学力向上を主眼の一つとして進める中で、どの辺りが当初の見込みと異なる結果になったのか。

義務教育課長

約4,000万円の差は、先ほど説明したふくしま学力調査の入札に伴う請け差である。

佐藤義憲委員

先ほどの橋本委員の質疑について、今回半額以下で落札した業者も次回は価格が他社並みとなる可能性があるとの説明が腑に落ちず、ある意味では業界内で価格カルテルの形成を認めているとも捉えられる。約3,000万円で実施できた実績があれば、一般的な業者であれば参入に向けて低価格で入札すると思う。これまでの業者が約7,000万円と高利益で落札していたのではないかと思うほど、市場価格があつてないような委託料であるが、他県の状況等は調査しているのか。

義務教育課長

誤解を招く説明だったと思うが、例年は約7,000～8,000万円の費用を要していたものである。他県の状況については、学力調査の規模や内容が異なるため必ずしも同様の形での実施ではないが、同様の形で実施している自治体の情報は得るようにしている。

佐藤義憲委員

予算執行説明資料453ページの学校改革推進事業費について、統合校通学費支援事業の通学費補助の対象は、田島・南会津統合校の学生延べ146名との理解でよいのか。

県立高校改革室長

新南会津高校通学バス運行支援事業は、旧南会津高校方面など統合に伴う通学支援で間違いはない。

佐藤義憲委員

今説明があった6番目の新南会津高校通学バス運行支援事業について、3路線と
はどこか。

県立高校改革室長

旧南会津高校があった和泉田方面、大桃方面から山口方面、山口方面から現在の
南会津高校方面の3路線である。

佐藤義憲委員

新南会津高校通学バス運行支援事業及び統合校通学費支援事業の内訳を聞く。

県立高校改革室長

申し訳ないが、後ほど詳細を説明したい。

高宮光敏副委員長

後ほど説明するのか。

県立高校改革室長

和泉田方面、山口方面及び大桃方面から現在の南会津高校に通学している生徒へ
は、1か月分の定期代や回数券を補助している。3路線分の総額の詳細は手元に資
料がないため、後ほどでよければ……

佐藤義憲委員

資料を提出願う。

高宮光敏副委員長

佐藤委員の要望について、執行部は資料を提出することでよいか。

また、いつまでに提出できるか。

県立高校改革室長

本日中の提出でよいか。

高宮光敏副委員長

よろしく願う。

橋本徹委員

調査資料28ページの令和5年度福島県一般会計歳出決算額調（明許繰越）、保健
体育費の負担金、補助及び交付金について、市町村の申請件数が少なく約9,600万
円が不用額になっているが、内訳を聞く。

健康教育課長

申し訳ないが、約9,600万円とはどの項目か。

橋本徹委員

再度質問する。調査資料28ページの令和5年度福島県一般会計歳出決算額調（明許繰越）、保健体育費の負担金、補助及び交付金については、約1億1,000万円の予算額に対し支出済額が約1,900万円、不用額が約9,600万円であり、先ほど財務課長から申請実績が少なかったと説明があった点について、詳細を聞くものである。

健康教育課長

こどもの安心・安全対策支援事業として送迎用バスの改修支援であり、当初の想定は全市町村における幼稚園や学校等を対象としていたが、実際には30市町村のみの補助となった。

橋本徹委員

当初は約1億1,000万円を見込み予算を計上しているのであれば、予算額に近い金額が執行されると思うが、10分の1程度の2,000万円弱に決算額が収まった理由を明確に教えてほしい。

健康教育課長

当該事業は送迎バス置き去り事故を受けて国から通知があったものである。県では当初全市町村に改修対象となるバスがあると見込んでいたが、実際にはスクールバスを運行していない市町村があったため、最終的に30市町村のみに対し補助した。

橋本徹委員

改修支援の内容及び不用となった約9,600万円の国への返還要否を聞く。

健康教育課長

改修支援の内容については、エンジンを止める際にブザーが鳴り、運転手が後部座席まで行かなければブザーが止まらないため、座席を確認できるものである。

また、不用額は国に返還する。

高宮光敏副委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏副委員長

なければ、以上で教育庁の審査を終わる。

ここで暫時休憩する。

再開は午後 1 時とする。

(午前 11 時 32 分 休憩)

(午後 0 時 58 分 開議)

高宮光敏副委員長

再開する。

これより労働委員会事務局の審査に入る。

直ちに、労働委員会事務局長の説明を求める。

労働委員会事務局長

(別紙「令和 6 年度(令和 5 年度普通会計分)決算審査特別委員会労働委員会事務局説明要旨」により説明)

高宮光敏副委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

次長兼審査調整課長

(調査資料ほか説明)

高宮光敏副委員長

以上で説明が終わったので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏副委員長

なければ、以上で労働委員会事務局の審査を終わる。

生活環境部と交代のため、暫時休憩する。

(午後 1 時 8 分 休憩)

(午後 1 時 10 分 開議)

高宮光敏副委員長

再開する。

これより生活環境部の審査に入る。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

(別紙「令和6年度(令和5年度普通会計分)定期監査・決算審査特別委員会生活環境部長概況説明要旨」により説明)

高宮光敏副委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

(調査資料ほか説明)

高宮光敏副委員長

以上で説明が終わったので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

安田成一委員

調査資料19ページの収入未済について、平成29年度から返還を求めているものいまだに返還されないとのことだが、経緯を説明願う。

環境共生課長

過年度補助金返還の1,570万円は、平成26年度再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業により福島市内の介護施設へ太陽光発電設備設置のために補助金を交付し、事業が一旦完了したところである。その後、資金借入れのために当該施設・設備に担保を設定したが、資金を返済できず差押えとなり、競売状態となっていることが判明した。調査を進めて29年に全額返還を命令したが、当該事業者が後に破産の申立てを行ったため、未回収の状況である。

当該事業者は破産手続中に清算人との折り合いが悪く、破産手続が完了しておらず、現在は社名を変えて会社としては存続しているようだが、代表者とは音信不通である。また、福島市内にある代表者の実家と連絡を取っているが、なかなか返済に至らない状況が続いている。

安田成一委員

今後の見通しをどのように認識しているか。

環境共生課長

非常に難しい案件であると理解している。総務部にいる弁護士へ法務相談などもしているが、相手方へ請求し続ける必要がある。また、最初に督促してから10年で時効が成立するため、それまでの間はあらゆる手段で相手方と連絡を取り、少額でも返納されるよう取組を進める。なお、やむを得ない場合は時効の援用が必要だが、不納欠損とすることも視野に入れて手続を進めていく。

高宮光敏副委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏副委員長

なければ、以上で生活環境部の審査を終わる。

交代のため、暫時休憩する。

(午後 2時 休憩)

(午後 2時 2分 開議)

高宮光敏副委員長

再開する。

午前中に実施した教育庁の審査において提出を求めた資料については、手元に配付しているので確認願う。なお、提出資料に関して、県立高校改革室長から発言を求められているのでこれを許す。

県立高校改革室長

午前中、令和5年度の通学費補助及び新南会津高校バス運行支援事業について一緒くたに答弁してしまい、大変不正確で申し訳ない。

改めて、通学費支援補助金について説明する。これは県立高等学校改革前期実施計画及び後期実施計画の全てが対象であり、統合により学校がなくなった中学生や高校生に対し、統合校に通学するための補助である。申請に基づく補助実績は資料記載のとおり、統合校全ての生徒ではないが、前期と後期合わせて延べ人数で146名に補助を行った。

また、5年度南会津通学バス運行支援事業について、南会津高校は旧南会津高校

及び旧田島高校からかなり距離があるため、寮を設置する対応を取った経緯がある。そのため、先ほどの通学費支援補助金とは異なり、新南会津高校に通学する生徒及び現在の南会津高校南郷校舎に通学する全生徒を対象に、通学に係る部分を支援している。また、5年度はバスの運行を3路線としていたが、田島バス、冬期バス及び通学タクシーとして資料記載のとおり的人数である。田島バスは新南会津高校とは逆方向になるが、先ほど述べたとおり全ての南会津高校生が対象になるため記載の内訳となっている。また、2つ目の冬期バスは、伊南・南郷地域から南郷校舎への路線であり、新南会津高校ではないが南郷校舎を対象としたもの、3つ目の通学タクシーは舘岩地域から新南会津高校へ路線として支援しているものである。

高宮光敏副委員長

ただいまの件について質疑のある方は発言願う。

佐藤義憲委員

下段の令和5年度南会津通学バス運行支援事業について、田島バス、冬期バス及び通学タクシーは統合前の在学生在が利用しているイメージかと思う。5年度の新入生で新たに南会津西部地区から田島に通学する人数も含まれるのかとも思ったが、たしか該当者がいなかったと思う。質疑の意図としては、決算の数字を基に、毎年の利用者数の程度が知りたかったのだが、田島バスにおける6名、冬期バスにおける伊南地区と南郷地区の8名、通学タクシーにおける4名は、それぞれ在校生との理解でよいか。

県立高校改革室長

南郷校舎に通学する生徒は2、3年生であるため、委員指摘のとおり旧南会津高校への入学者と理解願う。また、舘岩地域から本校舎への通学タクシーは、新入生を含めた人数である。

佐藤義憲委員

今後、伊南・南郷地域から田島に通う生徒数は今回の決算資料にはまだ数字として表れておらず、分からない状況にあると理解した。

高宮光敏副委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏副委員長

なければ、以上で質疑を終わる。

以上で本日の会議を終わる。

明18日は午前10時より委員会を開く。

審査日程は、保健福祉部の審査についてである。

なお、本日の締め切りまでに、所属班以外の部局に対する質疑の通告はなかった
たので、明日は班別審査が終了次第、散会となる。

これをもって散会する。

(午後 2時10分 散会)